

# 雇用保険料率の弾力条項について（育児休業給付）

- 育児休業給付については、令和7年度から本則料率5/1000（労使折半）。
- 実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に4/1000に調整する仕組みを導入（弾力条項）。

$$1.2 < \frac{\text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入(見立て)} + \text{翌年度の国庫負担額(見立て)} - \text{翌年度の育児休業給付費(見立て)}) + (\text{翌々年度の保険料収入(見立て)} + \text{翌々年度の国庫負担額(見立て)})}{\text{翌々年度の育児休業給付費}} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率を} \\ \text{4/1000とする} \\ \text{ことが可能} \\ \hline \end{array}$$

翌々年度の育児休業給付費  
 (= 当該年度の育児休業給付費 + (翌年度における給付費の伸び(見立て)) + (翌々年度における給付費の伸び(見立て)))

**※ 令和5年度決算額による計算 = 1.54**

## 参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項（※））

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険料率を千分の四とすることができる。

### 一 イに掲げる額をロに掲げる額に加減した額

イ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額（以下この号において「育児休業給付額」という。）及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率（ロにおいて「育児休業給付額変化率」という。）に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額

ロ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

### 二 翌々年度育児休業給付額予想額

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の規定。